

第10期登別市高齢者保健福祉計画及び
介護保険事業計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月
登別市

1 業務の趣旨

本実施要領は登別市が実施する「第10期登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務」の委託業務（以下「業務」という。）に際し、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を、プロポーザル方式（企画提案方式）により選定するための必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 委託等名

第10期登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託

(3) 業務内容

別添「第10期登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

ただし、この仕様書は業務成果として求める仕様を標準として示すものであり、提案者の独自提案の内容を制限するものではない。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

(4) 提案上限額

6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）令和7年度 3,850,000円

令和8年度 2,750,000円

※本上限額は、本業務の予算限度額であり、上記予算額を超える提案については採用しない。

3 プロポーザルの方式

事業者体制、費用対効果、企画提案、プレゼンテーション等を総合的に評価し、最も優れた事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

また、事業者からの企画提案書等については、「第10期登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が審査し、受託候補者を選定する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 法律行為を行う能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 参加申込書の提出日から契約締結日までの期間、登別市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。））に該当しないこと。
- (6) 参加申込書提出時点において、登別市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (7) 市区町村税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。
- (8) 北海道内及び北海道外において、直近の老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定実績があること（アンケート調査業務の実績は除く）。
- (9) 企業としてプライバシーマーク認証（JISQ 15001）又は情報セキュリティマネジメント認証（JISQ 27001）に相当する資格を取得していること。

5 スケジュール（予定）

内 容	日 程
実 施 要 領 等 の 公 表	令和7年7月22日（火）
質 問 受 付 期 間	令和7年7月22日（火）～令和7年7月25日（金）
質 問 へ の 回 答	令和7年7月30日（水）
参加申込書及び企画提案書等の受付期間	令和7年7月22日（火）～令和7年8月20日（水）
プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 実 施	令和7年8月29日（金）（予定）
審 査 結 果 通 知	令和7年9月1日（月）（予定）
契 約 締 結	令和7年9月10日（水）（予定）

6 実施要領等の公表

- (1) 公表時期
令和7年7月22日（火）から
- (2) 公表方法
登別市公式ウェブサイト
※掲載 URL (<https://www.city.noboribetsu.lg.jp/article/2025071000023/>)
なお、登別市が公開する様式及び見積書等への押印は省略できるものとする。

7 質問の提出及び回答

- (1) 提出期限
令和7年7月25日（金）
- (2) 質問方法
本事業に係る質問がある場合は、次の電子申請フォームに質問の要旨を簡潔に記載すること。
なお、電話等による口答の質問は受け付けない。
※電子申請フォーム URL (<https://logoform.jp/form/szZL/1106016>)
- (3) 質問に対する回答
質問要旨及び回答をまとめ、質問者の名前を伏せたうえで、令和7年7月30日（水）に登別市公式ウェブサイト上に公表する。

8 参加申込書及び企画提案書等の提出

- 参加申込書（様式1）を期限内に提出した者に限り、次のとおり企画提案書等の提出を受け付ける。
- なお、登別市が公開する様式及び見積書等への押印は省略できるものとする。

- (1) 提出期限
令和7年8月20日(水)
- (2) 提出書類
- ア 参加申込書(様式1)
 - イ 誓約書(様式2)
 - ウ 会社概要書(様式3)
 - ・直近2か年の法人の損益計算書の写しを添付すること。
 - ・会社パンフレットの添付も可とする。
 - エ 業務実績書(様式4)
 - ・「4 参加資格」(8) に掲げる策定実績を記載すること。
 - オ 企画提案書表紙(様式5) 及び企画提案書(任意様式)
 - ・別添仕様書に定める要件を満たすことが明らかになるように作成すること。
 - ・企画提案書には、業務実施体制及び業務スケジュールを記載すること。
 - カ 担当者経歴書(様式6)
 - キ 参考見積書(任意様式)
 - ・見積内訳書(任意様式)は、原則としてA4判とし、各年度の見積額及び仕様書の各項目について詳細な積算内訳を記載すること。
 - ・消費税抜額、消費税額、消費税込額の別が判断できるよう記載すること。
 - ク プライバシーマーク登録証又は情報セキュリティマネジメント登録証に相当する資格の認定証の写し
 - ケ 過去の事業実績において作成した老人福祉計画・介護保険事業計画書
 - ・過去に受託したいずれかの自治体のものを提出すること。
 - ※実績がある場合は、過去の事業実績において作成した認知症施策推進計画書(過去に受託したいずれかの自治体のものを提出すること。)
- (3) 提出方法
- 電子データ及び紙媒体で提出すること。
- ①ア～ケ 電子申請フォームより電子データで各1部ずつ提出すること。
※電子申請フォーム URL (<https://logoform.jp/form/szZL/1105634>)
- ②オ 紙媒体で8部提出すること。
ケ 冊子を1冊提出すること。
※持参又は郵送により提出すること。
※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時30分までとする。
※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとする。
- (4) 提出先
「12 問い合わせ及び各書類提出先」のとおり

9 辞退届の提出

参加申込者が、プロポーザルの参加を辞退する場合には、「辞退届」(様式7)に必要な事項を記入のうえ、次の電子申請フォームに辞退届をアップロードすること。

※電子申請フォーム URL (<https://logoform.jp/form/szZL/1105886>)

10 プレゼンテーション及びヒアリング審査

(1) 審査実施日

令和7年8月29日(金)を予定

※実施日時の詳細は、参加者が確定後、別途通知する。

(2) 審査方法

企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査は、登別市職員で構成する選定委員会において、別に定める評価基準に基づき総合的に審査を行い、企画提案内容について評価点を算出し、その合計点の高い参加申込者から順に契約交渉順位を定め、合計点の最も高い参加申込者を受託候補者とする。

なお、審査については、企画提案書等に基づいたプレゼンテーション及びヒアリング審査を行うものとする。

(3) 実施方法

ア 企画提案者ごとに行い、持ち時間は次のとおりとする。

(ア) 提案内容のプレゼンテーション・・・・・・・・・・20分

※時間配分は企画提案者の判断による。

(イ) ヒアリング審査・・・・・・・・・・10分

イ プレゼンテーションは、提出された企画提案書に記載された提案内容の範囲で行うこととし、追加資料の配付等は認めないものとする。ただし、ヒアリングの際に、詳細に、あるいは補足的に説明することは認める。

ウ プレゼンテーション及びヒアリング審査で使用するパソコンは企画提案者が用意し自ら操作すること。

なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く（プロジェクター、スクリーン及びHDMI ケーブルは登別市が用意する）。

エ 欠席をした場合は、企画提案書等の審査、評価及び選定から除外する。

オ プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施日等は、後日通知する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加申込者に通知するとともに、登別市公式ウェブサイト公表する。

(5) 通知・公開日

令和7年9月1日（月）を予定

(6) 契約に向けた協議

審査の結果、受託候補者として選定された者と協議を行い、所定の手続きを経て委託契約を締結する。

ただし、失格その他の理由により、当該者と契約を締結できない場合には、次順位の者を受託候補者として選定する。

1.1 留意事項

(1) 本プロポーザルに要する経費等は、参加申込者の負担とする。

(2) 本プロポーザルに係る事前説明会は開催しない。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、提出書類を無効とする。

ア 提出期間を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ その他審査の公平性を害する行為等があったと登別市が認めた場合

(4) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

ア 提出書類は返却しない。

イ 提出期限後の提出書類の再提出、追加、差し替えは認めない。ただし、誤字・脱字の修正等、軽微なものを除く。

ウ 提出書類は審査に必要な範囲内で複写することがある。

エ 提出書類は本業務に係る企画提案の審査以外の目的で使用しない。

- (5) 登別市が提示する資料等は、プロポーザル実施にあたっての検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (6) 業務の遂行にあたっては、登別市の条例・規則及び関係法令を遵守すること。
- (7) 提出書類は、登別市情報公開条例（平成18年条例第34号）に基づく情報公開請求の対象となる可能性がある。

1.2 問い合わせ及び各書類提出先

登別市保健福祉部高齢・介護グループ

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

TEL：0143-85-5720

E-mail：kaigo@city.noboribetsu.lg.jp